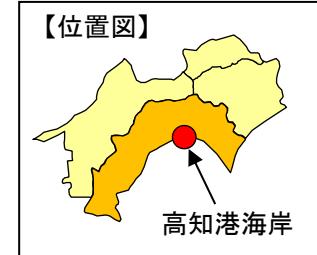


事業名	高知港海岸直轄海岸保全施設整備事業			担当課	港湾局海岸・防災課		事業主体	四国地方整備局				
担当課長名	佐々木 規雄											
実施箇所	高知県高知市											
該当基準	再評価:社会経済情勢の変化等に伴う総事業費の見直しにより再評価を実施											
主な事業の諸元	津波防波堤、水門、陸閘、堤防(改良)、護岸(改良)、胸壁(改良)、胸壁(新設)、陸閘(改良)											
事業期間	事業採択	平成28年度	完了	令和13年度								
総事業費(億円)	940		残事業費(億円)	515								
目的・必要性	<p>&lt;解決すべき課題・背景&gt;</p> <p>・浦戸湾背後にはゼロメートル地帯が約700haにわたって広がっている。また建設後40年以上経過した海岸保全施設が多く、老朽化による防護機能の低下が顕著になっている。南海トラフを震源とする地震が発生した場合、高知市内は2m程度の広域地盤沈下が発生するとともに、液状化により防潮堤等の倒壊・沈下が想定される。そのため、その後来襲する津波により、広範囲且つ長期的な浸水被害が予測されている。</p>											
上位計画の位置づけ	<p>&lt;達成すべき目標&gt;</p> <p>・L1津波に対しては堤内地の浸水を防護し、L2津波に対しては浸水範囲及び浸水深を減少させるとともに、浸水までの時間を遅らせる。</p> <p>&lt;第5次社会資本整備重点計画(令和3年5月28日閣議決定)&gt;</p> <p>重点目標1 防災・減災が主流となる社会の実現 1-2:切迫する地震・津波等の災害に対するリスクの低減</p> <p>&lt;四国ブロックにおける社会資本整備重点計画(令和3年8月31日決定)&gt;</p> <p>重点目標1:防災・減災が主流となる社会の実現 小目標1-1:切迫する南海トラフ巨大地震の災害に対して総力で臨むリスクの低減</p>											
事業の多面的な効果	<p>■政策目標・施策目標</p> <p>・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:津波・高潮・浸食等による災害の防止・減災を推進する</p> <p>■定性的・定量的な効果</p> <p>本事業を実施することにより、津波による背後地の浸水被害を防止することが可能となり、家屋や事業所等の資産を守る効果が期待できる。</p> <p>&lt;定性的な効果&gt;</p> <p>本プロジェクトの実施により、人的被害の低減、経済・産業機能の維持等、行政・防災機能や物流機能等の継続、発生頻度の高い津波(L1津波)を越える津波に対する減災効果が期待できる。</p> <p>&lt;定量的な効果&gt;</p> <p>・浸水面積:約1,445ha ・浸水戸数:約39,777戸</p> <p>■定量的効果のうち投資効率性</p> <p>○便益の主な根拠 ・浸水区域における一般資産等被害額:約23,667億円</p>											
基準年度	令和7年度											
基本ケース	割引率	4%	B:総便益(億円)	8,040	C:総費用(億円)	990	EIRR(%)	18.7	B-C	7,050	全体B/C	8.1
			B:総便益(億円)	3,971	C:総費用(億円)	495				継続B/C	8.0	
(感度分析)			事業全体のB/C		残事業のB/C							
需 要 (-10% ~ +10%)			7.3~8.9		7.2~8.8							
建設 費 (+10% ~ -10%)			7.7~8.6		7.3~8.9							
建設期間 (+10% ~ -10%)			7.2~9.0		7.2~8.7							
(参考値)												
割引率 (2%)			10.9		9.8							
割引率 (1%)			12.7		10.8							
社会経済情勢等の変化	現場・自然条件への対応、着工後の関係者との協議による施工条件への対応、着工後に生じた設計基準の改訂等への対応、着工後の労務単価や資材価格の上昇等への対応											
主な事業の進捗状況	総事業費940億円、既投資額425億円 令和7年度末 事業進捗率45%											
主な事業の進捗の見込み	令和13年度完了予定											
コスト縮減や代替案立案等の可能性	<p>・対策工法見直し及び現場発生土の流用等並びに関係者との協議による陸閘数の減少等を行い、コスト縮減を図った。</p> <p>・引き続き、各工区における新技術を含めた各種構造形式の検討及び外部有識者の参画する検討会での検討、並びに陸閘の統廃合及び再利用の検討により着実なコスト縮減を図る。</p>											
対応方針	継続											
対応方針理由	十分な事業の投資効果が見込まれると判断でき、海岸管理者からも早期完了が強く要望されているため											
その他	<p>&lt;第三者委員会の意見・反映内容&gt;</p> <p>・「事業継続」とする事業者の判断は「妥当」である。</p> <p>&lt;港湾管理者の意見&gt;</p> <p>・(高知県)事業継続に異議なし。県としても、引き続き、全力で協力していくので、今後もスピード感を持って、より一層の事業推進をお願いする。</p>											



# 高知港海岸直轄海岸保全施設整備事業



## 凡 例

- ：第1ライン（港湾施設）
- ：第2ライン
- ：第3ライン
- ：事業箇所（直轄）
- ：事業箇所（高知県）

## 再評価

事業名 (箇所名)	東播海岸直轄海岸保全施設整備事業	担当課 担当課長名	水管理・国土保全局保全課海岸室 多田 直人	事業 主体	近畿地方整備局			
実施箇所	兵庫県神戸市垂水区、明石市			評価 年度	令和7年度			
該当基準	社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業							
主な事業の 諸元	護岸、離岸堤、突堤及び養浜							
事業期間	事業採択	昭和36年度	完了	令和18年度				
総事業費(億円)	294	残事業費(億円)	73					
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> ・東播海岸では、台風による高波浪や土砂供給の減少など様々な要因により海岸侵食が進行するとともに、昭和以降も台風による深刻な浸水被害を受けてきた。 ・塩屋東地区及び狩口地区では、背後に国道2号、JR山陽本線及び山陽電鉄が位置しており、過去には浸水に加え侵食・越波による交通遮断が発生し、当該地域における東西の交通が寸断され、地域の経済活動に大きな影響を及ぼしている。							
	<達成すべき目標> ・海岸保全施設の整備により、海岸線の後退を防止するとともに、過去の台風被害から浸水被害を防止する。 ・塩屋東地区及び狩口地区における事業実施により、これらの地区を侵食や越波から防護することで、交通遮断被害を防止する。 ・未整備箇所である狩口地区及び塩屋東地区において、高潮による床上浸水被害等を防止するため、護岸の整備を進める。							
	<政策体系上の位置付け> ・政策目標:水害等災害による被害の軽減 ・施策目標:津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する							
	浸水防護面積:約70ha 浸水防護人口:約3,200人 浸水防護家屋数:約1,500戸							
事業全体の 投資効率性	基準年度	令和7年度						
	B:総便益 (億円)	3,802	C:総費用(億円)	1,963	全体B/C (社会的割引率2%) (社会的割引率1%)			
残事業の投 資効率性	B:総便益 (億円)	1,067	C:総費用(億円)	53	継続B/C	20.0	EIRR (%)	5.8
感度分析	事業全体のB/C		残事業のB/C					
	残事業費 (+10% ~ -10%)		1.9~1.9	18.5~21.8				
	残工期 (+10% ~ -10%)		1.9~2.0	19.4~20.6				
	資産 (-10% ~ +10%)		1.7~2.1	18.0~22.0				
事業の効果 等	・明石東部工区は令和2年度に整備が完了、海岸線の安定、浸水被害の防止といった効果を発現。残工区についても、これまでの施設整備が進捗。 ・国道交通遮断以外にも、鉄道や道路埋設された水道・ガス等ライフラインの遮断防止にも寄与。 ・沿岸域地域の安全度の向上に伴い、住宅や商工業施設の集積による地域振興に寄与。 ・海岸保全整備と公園の一體的整備の実施により、良好な海岸環境を創出。 ・安全で美しい海岸は海水浴場などにも利用され、地域の憩いの場の創出に寄与。							
社会経済情 勢等の変化	・東播海岸背後の市町における総人口はやや減少・総世帯数はやや増加、事業所数はやや減少しているが、概ね横ばいで推移しており、大きな変化は無い。 ・海岸管理者である兵庫県、残事業地区(塩屋東・狩口)を含む神戸市から、早期整備等を強く要望されている。 ・海岸管理者が定める計画との整合や、隣接する港湾・漁港管理者と連携を図りながら事業に取り組んでいる。 ・社会的要因の変化や現場条件の変更等により事業計画(事業費及び事業期間等)を変更する必要が生じた。							
主な事業の 進捗状況	・東播海岸直轄海岸保全施設整備事業の整備率(延長割合)は、令和7年10月時点で約93%(明石東部工区100%、垂水工区約89%(直轄延長ベース))。							
主な事業の 進捗の見込 み	・残事業地区(垂水工区:塩屋東地区、狩口地区)については、今後も引き続き地域との対話のもと、令和18年度完了に向け護岸整備を推進する。							
コスト縮減や 代替案立案 等の可能性	・塩屋東地区での工事実施に先立ち、護岸の位置を当初の計画より陸側に変更したほか、従来型に比べ空隙率の高い消波ブロックを採用することで、コスト縮減を図る。							
対応方針	継続							
対応方針理 由	・前回の再評価以降も事業の必要性は変わっていないことから、引き続き「事業を継続」することが妥当である。							
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> ・審議の結果、対応方針(原案)のとおり「事業継続」することが妥当と判断された。							
	<都道府県の意見・反映内容> 東播海岸直轄海岸保全施設整備事業の「事業継続」の方針に同意する。 当海岸の背後には、国道2号、JR山陽本線、山陽電鉄などの主要交通が位置しており、塩屋東地区と狩口地区での護岸等の整備は、侵食や越波からの防護に加えて、交通遮断防止にも効果があるため、より一層のコスト縮減や早期の完成に取り組んでいただきたい。 なお、事業費を含む事業計画が大幅に変更される場合には、速やかに情報提供の上、十分な時間的余裕をもって調整を行っていただきたい。 前回再評価以降の定期点検により確認された大蔵海岸及び舞子海岸のケーン護岸背面の空洞について、「大蔵・舞子海岸の空洞対策検討委員会」の意見を踏まえ、再発防止に向け空洞対策を確実に取り組んでいただきたい。							

# 位置図



—:完了  
—:未完了

